

消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリング対象施策等（1）

< 5月13日第158回本会議 >

対象施策	施策番号等	対象省庁	委員会意見（H26.2.25）	ヒアリング項目
消費者基本計画 改定素案の概要等	—	消費者庁	<p>(1) 現行計画の見直し</p> <p>①計画初年度である平成 22 年度からの各施策の進捗状況について総括的な検証・評価を行い、施策目標の達成度やその効果を十分に（可能なものについては定量的に）明らかにされたい。十分な進捗や効果が見られなかった施策については、その理由及び今後に向けた課題、取組方針を明確化されたい。</p> <p>②計画の見直しに際して、消費者や関係団体等の意見がより実質的に反映されるよう、パブリックコメントの実施方法の改善を図られたい。</p> <p>(2) 新計画の策定に向けて</p> <p>①現行計画の検証・評価及び見直し作業と並行して、新計画の策定に向けた基本的な考え方や進め方等について検討を行い、できるだけ速やかに提示されたい。</p> <p>②新計画の策定を念頭に、今回の作業を通じて、現行計画終了後の数年間における各分野の消費者政策上の課題をできるだけ具体的に明らかにするよう努められたい。</p>	<p>①計画の主な改定事項について説明されたい。</p> <p>②計画全体の進捗状況等についての評価及び今後の課題等について説明されたい。</p> <p>③新計画の策定に向けた基本的な考え方や今後の進め方等について説明されたい。</p>
消費者安全① （リコール情報の周知徹底）	重点施策 1 施策番号 7	消費者庁 経済産業省	<p>(1) 消費者安全行政</p> <p>③リコール情報の周知強化策について、当委員会の「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」（平成 25 年 2 月）以降の取組を十分に検証・評価した上で、更なる取組強化を実施されたい。</p>	<p>（経済産業省）</p> <p>①協力体制を構築した 6 団体との協力体制の現状と、6 団体以外との協力体制の構築の予定について説明されたい。</p> <p>②製品安全に関する流通事業者向けガイド（平成 25 年 7 月 1 日公表）の運用状況及びその効果について説明されたい。</p> <p>③業態ごとのガイドブック作成状況と今後の作成予定について説明されたい。</p> <p>（消費者庁）</p> <p>①消費者庁リコール情報サイトの普及の状況及びその効果について説明されたい。</p> <p>②消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定）において「消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について消費者教育を行うことが重要である」と明記されているが、消費者教育・啓発の充実を、今後どのように図っていくのか具体的に説明されたい。</p>

個人情報保護	施策番号 166、177	内閣官房 消費者庁	<p>(19) 情報通信分野における個人情報保護</p> <p>①ビッグデータの利活用に関し、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成25年12月20日IT戦略本部決定)に基づき各施策を検討・実施するに当たっては、(i)保護されるべき個人情報の範囲について慎重に検討を行うこと、(ii)匿名化について検討を深めること、(iii)第三者提供について消費者から同意を得る際には、消費者へ分かりやすく表示すること、(iv)自己に関する情報の開示・訂正・消去を求める権利を十分に保障すること等、パーソナルデータの保護に十分に配慮されたい。</p>	<p>(内閣官房)</p> <p>○本年6月に取りまとめられる大綱に関し、現在までの検討状況(特にパーソナルデータ保護に向けた基本的な考え方(個人情報の範囲、本人同意取得方法等))について説明されたい。</p>
--------	-----------------	--------------	---	---